

平成28年第 2 回定例会

(第 4 日)

平成28年 6 月16日

平成28年第2回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成28年6月16日（木）

午前9時59分開議

- 第1 議案第90号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第91号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第92号 財産の取得について
議案第93号 財産の取得について
議案第95号 平成28年度平川市一般会計補正予算案（第1号）
議案第97号 平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）
- 第2 議案第89号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第94号 市道路線の認定について
- 第3 議案第87号 平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第88号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第96号 平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）
- 第4 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	会計管理者	工藤 裕子
副市長	古川 洋文	農業委員会事務局長	谷川 功
総務部長	齋藤 久世志	選挙管理委員会事務局長	對馬 一俊
企画財政部長	芳賀 秀寿	平川診療所事務長	三上 裕樹
市民生活部長	須藤 秀人	碓ヶ関診療所事務長	鈴木 浩
健康福祉部長	松井 靖子	監査委員事務局長	石田 善久
経済部長	白戸 照夫	教育委員会委員長	内山 浩子
建設部長	木村 雅博	教育長	柴田 正人
水道部長	須藤 俊弘	農業委員会会長	柴田 博明
尾上総合支所長	原田 耕一	選挙管理委員会委員長	内山 久人
碓ヶ関総合支所長	工藤 久富	代表監査委員	古川 敏明
教育委員会事務局長	小林 留美子	—	—

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	古川 章人	主事	石岡 奈々子
主幹兼議事係長	長濱 貴弘	—	—

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。
暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。
日程第1、はじめに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した議案第90号から議案第93号、議案第95号、議案第97号の合計6件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。
12番。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長
(大川 登議員)

皆さん、おはようございます。
総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月8日の本会議において付託された議案審査のため、6月10日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には古川 希を採用しました。

当委員会に付託された案件は、計画の変更2件、財産の取得2件、補正予算案2件、計6件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第90号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、碓ヶ関地域と平賀地域を結ぶ実証運行を行った後の計画について質問があり、企画財政部長より、一定の利用者がいるのであれば継続について検討していきたい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対して委員より、東部地区デイサービスセンター新築事業の増

額理由について質問があり、企画財政部長より、実施設計の結果、資材や人件費の高騰などにより事業費が増加した旨の答弁がありました。

また、東部地区の今後の構想についての質問があり、企画財政部長より、長期総合計画の見直し時期であることから、その過程の中で議論していくという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号財産の取得についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対して委員より、校務用パソコンの配置についての質問があり、学校教育課長より、小学校9校に校務用147台、指導要録用21台、中学校4校に校務用84台、指導要録用8台を配置する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号平成28年度平川市一般会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

これに対し委員より、地域自治組織検証事業の事業内容について質問があり、企画財政課長より、松崎小学校を対象に平川市西地区まちづくり実行委員会を設置し、地域の現状や課題の掘り起こし検証を行う事業である旨の答弁がありました。

また、障がい者雇用奨励金の補正内容についての質問があり、商工観光課長より、重度障がい者の雇用実績による申請が1件あり、1カ月2万4,000円で6カ月分の14万4,000円を追加する旨の答弁がありました。

また、コミュニティ助成事業補助金の内容について質問があり、企画財政課長より、今年度は三町会へ補助金を交付し、テレビ、FFストーブ、コピー機等の備品を整備する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成28年6月16日、総務企画常任委員会委員長、大川 登。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

○議長

議案第90号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第90号平川市過疎地域自立促進計画の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第91号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第91号東部辺地総合整備計画の変更について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第92号財産の取得についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第92号財産の取得について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第93号財産の取得についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第93号財産の取得について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第95号平成28年度平川市一般会計補正予算案(第1号)を議題と
します。
委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第95号平成28年度平川市一般会計補正予算案(第1号)について
採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第97号平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案
(第1号)を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第97号平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案(第1号)について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第2、次に建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

○建設経済常任委員会委員長
(小野敬子議員)

建設経済常任委員会に付託した議案第89号、議案第94号の合計2件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

13番。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月8日の本会議において付託された議案審査のため、6月10日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案審査のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には赤平 健を採用しました。

当委員会に付託された議案は、2件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第89号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、当市で対象となる企業は何社あるかとの質問があり、経済部長より、県から承認された企業立地計画に基づく2社である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、市道路線認定に至る経緯について質問があり、建設部長より、個人が宅地分譲し私道として整備された道路で、道路所有者から寄附があった旨の答弁がありました。

また、委員より、使用している戸数について質問があり、建設部長より、関係戸数は5戸である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成28年6月16日、建設経済常任委員会委員長、小野敬子。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長

建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第89号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第89号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第94号市道路線の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第94号市道路線の認定について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案第87号、議案第88号、議案第96号

○教育民生常任委員会委員長
(齋藤英仁議員)

の合計3件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

20番。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

私のほうからは、教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月8日の本会議において付託された議案審査のため、6月10日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には相馬貴弘を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案1件、条例改正案1件、補正予算案1件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第87号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、市内における家庭的保育事業等の実施施設の有無について質問があり、健康福祉部長より、現在実施している施設はない旨の答弁がありました。

また、家庭的保育事業の概要についても質問があり、健康福祉部長より、平成27年度に子ども・子育て新制度により新設された地域型保育事業のうちの一つであること、また、5人以下の少人数を対象としてきめ細やかな保育を実施する事業である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、今回の改正の概要と市内の通所介護事業所の数及び利用定員について質問があり、健康福祉部長より、県が指定等の権限を有していた通所介護の事業所のうち、定員18人以下の小規模な事業所については、市が指定等の権限を有する地域密着型へと移行したこと、市内には14箇所の事業所があり、うち地域密着型の事業所は6箇所、各事業所の定員については最多が15人、最少が10人である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

これに対し委員より、電算システム管理等委託料の内容について質問があり、市民生活部長より、平成30年度より、ともに国民健康保険の保険者となることが決定している県に対して提供する、保険料の試算データ作成のために必要なシステム改修の委託に係る費用である旨の答弁がありました。

また、県と市がともに国民健康保険の保険者となることによる当市のメリットとデメリットについての質問があり、市民生活部長より、具体的な運営方法等については現在も検討中であるものの、財政運営の面での安定化につながる点においてはメリットがある旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が教育民生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成28年6月16日、教育民生常任委員会委員長、齋藤英仁。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第87号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第87号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第88号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

○議長

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第88号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第96号平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第96号平成28年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第1号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

はじめに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議のうえ実施していただきたいと思います。
以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じます。
これをもって、平成28年第2回平川市議会定例会を閉会します。

午前10時31分 閉議及び閉会